配水管等を香南市以外の者が布設する場合の取扱規程

（趣旨）

第１条　この告示は、香南市水道事業給水条例（平成18年香南市条例第195号）第５条の規定による給水装置の新設、改造、修繕又は除去について、香南市（以下「市」という。）以外の者が配水管等を布設する場合の土地所有者の責務等を明確にするため、必要な事項を定めるものとする。

（申請及び承認）

第２条　市以外の者は、配水管を布設しようとするときは、香南市給水装置工事申請書により市長に申請し、当該布設工事の着手前にその承認を得なければならない。

２　前項の規定による申請をする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項について、事前に市と協議しなければならない。

(１)　布設の目的

(２)　布設の場所及び規模

(３)　布設する配水管等の構造及び材質

(４)　布設する工事時期及び給水開始時期

(５)　配水管等布設後の市への帰属、土地所有者の承諾及び維持管理等に関する事項

(６)　その他市長が特に必要と認める事項

（費用負担と所有権）

第３条　市以外の者が行う配水管等の布設工事は、香南市給水装置等工事施行要領を遵守し、市が指定する香南市給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が施工するものとし、当該布設工事に要する費用は、申請者の負担とする。

２　前項の配水管等の布設工事において、市長が当該布設工事の申請時の計画よりも配水管等の増径が維持管理上必要であると認めたときは、その増径に要する費用は、市が負担する。この場合において、申請者は必要な協力をしなければならない。

３　申請者が新設した配水管及びそれに付属する量水器までの給水管（以下「新設配水管等」という。）は、市に帰属する。この場合において、市に帰属した新設配水管等の維持管理は、市が行うものとする。

（維持管理等）

第４条　申請者は、布設する新設配水管等について、次の各号に定める責務を負う。

(１)　占用許可及び通行制限等の書類については申請者が作成し、市長から道路管理者等に提出すること。書類の訂正及び変更のあった場合についても、申請者が訂正及び変更書類を作成し、市長から道路管理者等に提出するものとする。

(２)　申請者と新設配水管等を布設する土地の所有者が異なる場合は、新設配水管等を布設する土地の所有者は、申請者と同様に水道管破損等の修繕工事等に協力しなければならないこと。修繕工事については、原則、原形復旧とし、舗装復旧は、影響範囲（掘削線からおおむね30センチメートルの範囲をいう。）までとする。

(３)　本新設配水管等に供用後１年以内に漏水などの異常が認められたときは、申請者の負担により修繕工事を行うこと。

２　前項に係る維持管理等について、申請者及び土地所有者は、誓約書（別記様式）を市長に提出するものとする。なお、権利等の譲渡がある場合は、本誓約書等の内容を譲渡先等に継承させるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、現に市以外が配水管等を布設し、市への帰属及び維持管理等に関する協議が行われていない配水管等については、第３条第３項及び第４条第１項第２号の規定を準用する。ただし、第４条第２項に規定する誓約書の提出は、省略することができる。

別記様式（第４条関係）

香南市長　　　　　　　　　　　　　様

誓　　約　　書

　配水管等を香南市以外の者が布設する場合の取扱規程の規定に基づき、

　　当該地（申請場所　香南市　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

に係る新設配水管等の布設について、下記の条件を遵守することを誓約します。

１　新設配水管及びそれに附属する量水器までの給水管を市に帰属すること。

２　市以外の者が布設する配水管の布設工事に要する費用は、申請者の負担とすること。

３　市の行う水道管破損等の修繕工事等に協力すること。なお、修繕工事については、原則、原形復旧とし舗装復旧は、影響範囲（掘削線からおおむね30cm）までとする。

４　本新設配水管等に供用後１年以内に漏水などの異常が認められたときは、申請者の負担により修繕工事を行うこと。

５　配水管等布設用地等の権利等の譲渡がある場合は、本誓約書等の内容を譲渡先等に継承すること。

６　市長が必要と認めた配水管等の増径工事について協力すること。

７　香南市水道事業給水条例及び関係法令を遵守すること。

８　その他市長が必要と認めた事項について協議すること。

　　　　　　年　　月　　日

申　　請　　者　　住　所

　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

(電話　　　　　　　　　　　)

土 地 所 有 者　　住　所

　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

(電話　　　　　　　　　　　)